

高山駅西地区複合・多機能施設
管理運営等業務
指定管理年度協定書（案）

令和6年11月13日

高山市

（仮称）高山駅西地区複合・多機能施設
の管理に関する

令和〇年度協定書（案）

高 山 市

高山市〇〇施設の管理に関する年度協定書

高山市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日に（仮称）高山駅西地区複合・多機能施設（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した（仮称）高山駅西地区複合・多機能施設の管理に関する指定管理基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価とする指定管理料（納入金）を定めることを目的とするものである。

（令和〇年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和〇年度の業務内容は、（仮称）高山駅西地区複合・多機能施設の設置及び管理に関する条例第〇条の〇及び基本協定第8条、第9条に定めるとおりであることを確認する。

（令和〇年度の修繕、除雪に要する費用）

第3条 基本協定第15条第2項に規定する修繕、除雪に要する費用は、次のとおりとする。

（単位：千円）

施設名	修繕に要する費用		除雪に要する費用
	突発	計画	

施設名	計画修繕内容

（令和〇年度の指定管理料（納入金））

第4条 基本協定第26条第2項の規定に基づき甲が乙に支払う指定管理料（年度協定第3条、消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

（単位：千円）

施設名	指定管理料

2 基本協定第27条第2項の規定に基づき乙が甲に支払う納入金（年度協定第3条、消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

（単位：千円）

施設名	納入金

（令和○年度の収入見込額）

第5条 使用料を収受する施設における基本協定第31条に規定する使用料及びその他の収入の収入見込額は、次のとおりとする。

（単位：千円）

施設名	収入見込額

（基本協定第〇〇条の適用）

第 条 基本協定第〇〇条規定中「△△」とあるのは、▲▲の場合を含むものとし、■■は▲▲がとなったときは、第〇〇条の規定により□□を申出ることができる。

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和○年○月○日

甲

所在地 高山市花岡町2丁目18番地
名称 高山市
高山市長

乙（指定管理者）

所在地
名称
代表者